

## 木造建物図面作成基準

### (作成する図面)

第 1 作成する図面の種類及び作成方法については、原則として、別表に掲げるものとする。

### (用紙及び図面)

第 2 図面の大きさは、原則として、産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 11 条により制定された日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A 列 3 判横とする。  
2 配置図は様式集様式第 18 号により、平面図、立面図及びその他の図面は様式集様式第 19 号により作成する。

### (図の配置)

第 3 平面図、配置図等は、原則として、図面の上方が北の方位となるように配置し、立面図等は、上下方向を図面の上下に合わせる。

### (図面の縮尺)

第 4 作成する各図面の縮尺は、原則として、別表に表示する縮尺とし、各図面に当該縮尺を記入する。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

### (図面等に表示する数値及び面積計算)

第 5 図面等に表示する数値及び面積計算は、仕様書第 38 条による。

### (図面表示記号)

第 6 図面に表示する記号は、原則として、日本産業規格の図記号を用いる。

### (線の種類)

第 7 線は、原則として、次の 4 種類とする。

実線	—————
破線	— — — — —
点線	-----
鎖線	-----

2 線の太さは、原則として、0.2 ミリメートル以上とする。

### (文字)

第 8 図面に記載する文字は、原則として、横書きとする。ただし、寸法を表示する数値は寸法線に添って記入する。

2 文字のうち、漢字は楷書体を用い、術語のかなは平仮名、外来語は片仮名、数字は算用数字とする。

3 文字の大きさは、原則として、漢字は 3.0 ミリメートル角以上、平仮名、片仮名、算用数字等は 2.0 ミリメートル角以上とする。

(勾配の表示)

第9 勾配の表示は、原則として、正接を用いるものとする。この場合において、分母を10とした分数で表示する。

別表

図面名称	作成の方法等	縮尺	備考								
配置図	仕様書第75条の規定による。	1/100 又は 1/200									
平面図	<p>(1) 平面図は、様式集様式第19号に建物ごとに作成する。</p> <p>(2) 建物の方位は、原則として、図面の上方を北の方位とし、図面右上部に記入する。</p> <p>(3) 建物の面積計算に必要な部分及び借家人の占有面積、店舗等の用途区分に応じて主要間仕切りに寸法線を記入する。</p> <p>(4) 建物の面積計算は、各階の床面積ごとに行い、原則として、図面の左下側に記入する。</p> <p>(5) 変形建物等で通常的面積計算により算出が困難な場合には、当該部分の三斜計算を行う。</p> <p>(6) 店舗、事務所、工場等の用途別の面積及び占有区分の面積については、別途必要と認められる部分のみの計算を行う。</p> <p>(7) 各室の仕上げは、次表を用いて表示する。</p> <table border="1" data-bbox="531 1211 999 1373"> <tr> <td>室名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>壁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>床</td> <td></td> </tr> <tr> <td>天井</td> <td></td> </tr> </table> <p>(8) 建具については、その位置を表示する。ただし、別に建具表(図面)を作成することができる。</p> <p>(9) 外壁仕上げは、特に必要な場合はその名称を記入する。</p> <p>(10) 当該建物に用地取得等の予定線がかかる場合は、赤色の実践で表示する。</p> <p>(11) 築年次が異なる建物が接合している場合は、建築年月別の床面積についても面積計算を行い記入するものとする。</p>	室名		壁		床		天井		1/100	
室名											
壁											
床											
天井											
立面図	立面図は、様式集様式第19号を使用し(以下同様の様式を使用する。)4面を作成し、仕上材種の名称を記入する。	1/100									

屋根伏図	屋根伏図は、屋根の形状、勾配、軒出、傍軒出、葺材名称及び樋の形状寸法、材質並びに延長（数量）を記入し、屋根面積及び樋集計表（計算過程を含む。）を記載する。	1/100	
建築設備位置図 （電気設備）	平面図を基に、電灯等の区分別に設置されている位置を表示する。	1/100	
建築設備位置図 （ガス設備）	平面図を基に、ガス設備が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 （給水・給湯設備）	平面図を基に、給水・給湯の水栓が設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 （屋内・排水設備）	平面図を基に、屋内排水は浴槽、洗面台、便器等の設置されている位置を表示する。 （注）給水・給湯設備と同一の図面で作成することができる。	1/100	
建築設備位置図 （屋外・排水設備）	配置図を基に、屋外排水の設置されている位置を表示する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。	1/100 又は 1/200	
建築設備位置図等 （上記以外の建築設備）	厨房設備、空調設備、浄化槽等が設置されている場合には、各々の設備の積算に必要な図面を作成する。ただし、他の図面と併用できる場合は、同一の図面で作成することができる。		必要に応じて作成する
写真撮影方向図	配置図及び平面図を基に、写真撮影の位置を明確にするための位置図を作成する。	1/100 又は 1/200	